# 東大阪軟式野球協会

# 大阪府軟式野球連盟・東大阪支部規約

## 第１章　　名称及び事務所

第１条　本協会は、東大阪軟式野球協会
　大阪府軟式野球連盟・東大阪支部と称し、

- 事務局を（ベースボールランド友井）

- 〒577-0816 東大阪市友井 5-1-51 に置く

TEL：06-6722-0822

## 第２章　　目的及び事業

第２条　東大阪軟式野球協会は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を普及し、青少年育成を中心に登録チーム相互の親睦と道徳の向上をはかり、より一層の発展に寄与することを目的とする。

第３条　東大阪軟式野球協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１　市民軟式野球大会の主催
２　軟式野球の普及発展、技術向上に関する指導研究
３　大阪府軟式野球連盟の主催する各種大会への参加
４　軟式野球施設及び用具等の拡充改善に関する事項
５　その他目的達成に必要な事項

## 第３章　　構成及び登録チーム

第４条　東大阪軟式野球協会は、東大阪軟式野球協会登録チーム及び役員・審判部をもって構成とする。
第５条　東大阪軟式野球協会登録チームとは、連盟に登録されたチームで、次の条件を具備(満たす)しなければならない。

１　東大阪市内在住、在勤のいずれかの方で構成したチーム。東大阪市の在住者又は事業所に勤務する者であって、２０名以内の競技者
（マネージャーは除く。）で編成したチーム。

但し、理事会に諮り特別に認めた場合はこの限りではない。
なお、登録は男女を問わない。

２　他連盟に選手登録をしていない者(他支部との一切の二重登録は認めない)。

第６条　東大阪軟式野球協会登録チームとなるチームは、所定の登録申込書及び会費を提出し、登録を完了したことによって大会出場資格を取得する。

第７条　登録に関する細則は別に定める。

第８条　東大阪軟式野球協会登録チームは、次の事項の一つに該当するときは、その資格を失う。

１　自ら脱退の意志を表明したとき。
２　除名、その他の処分を受け不適格となったとき。

## 第４章　役　　員

第９条　東大阪軟式野球協会に、次の役員を置く。

| | |
|---|---|
| 支部長 | １名 |
| 副会長 | １名 |
| 理事長 | １名 |
| 事務局長 | １名 |
| 事務局次長 | １名 |
| 会計 | ２名 |
| 審判部長 | １名 |
| 審判副部長 | ３名 |
| 審判部会計 | １名 |
| 常任理事 | 若干名 |
| 顧問 | １名 |
| 会計監査 | １名 |

第１０条　支部長及び副会長は、理事会で推薦する。支部長は、東大阪軟式野球協会を代表し統括する。

２　副会長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時は代行する。
第１１条　支部長は、必要に応じ、顧問その他役員を委嘱することが出来る。
第１２条　理事は、真に野球を愛し情熱を傾ける者の内から会長がこれを委嘱する。
第１３条　理事長は、理事会を代表し会務を執行する。
第１４条　会計は、東大阪軟式野球協会の会計業務を担当する。
第１５条　理事長は、必要に応じ理事会の承認を得て事務局長を指名し、日常の会務を委嘱することが出来る。

１６条　役員の任期は２年とする。但し、再任は妨げない。
(●注意)但し役員は、年間最低 10 日の運営協力を惜しまない事とする。
10 日運営協力日数に満たない場合は、役員を退会する事とし再任をしない事とする。
(●注意)本部登録の兼ね合いの為、運営協力 10 日の計算は、４月１日から１２月運営最終日までとする。
(●注意)審判員規約と同様に退会とする。異論は認めない

第１７条　役員の任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第５章　　会　　議

第１８条　東大阪軟式野球協会の会議は、次のとおりとし、理事長が議長となる。
理事会
常任理事会
第１９条　理事会は、毎年度、数回開催し、事業報告、事業計画、予算並びに決算の審議、その他重要な事項を決議する。但し、会長が必要と認めたとき、または、理事の半数以上が要求したときは理事会を招集することが出来る。
第２０条　常任理事会は、理事長、副理事長、事務局長、審判部長で構成する。なお、必要に応じて理事長の指名する者をこれに参加させることが出来る。
第２１条　常任理事会は随時開催し、理事会より付託された事項その

他緊急を要する 事項等について協議、決議する。なお、必要に応じて次の理事会で承認を得なければならない。
第２２条　会議はすべて半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数によって決定する。なお、可否同数のときは、議長がこれを決する。

## 第６章　　会　　計

第２３条　東大阪軟式野球協会の会計は、会費、事業収入、寄付金並びにその他収入をもってこれにあてる。
第２４条　東大阪軟式野球協会の会計年度は、毎年１月１日に始まり１２月３１日をもって終わる。
　会計年度末の過不足金は翌年度に繰り越すものとする。

## 第７章　　専　門　部

第２５条　東大阪軟式野球協会の日常の運営は、専門部により実施する。
　　役員
　　審判部
第２６条　役員、審判部は事務局に属し、日常の業務にして他部に属しない事項を処理する。
２　役員は、各大会、その他の事業の企画に当たる。
３　審判部は、各大会の審判業務及び審判員の技術の強化指導を計る。(●注意)年間・最低１０日の運営協力をしなければ退会処分とする。(●注意)異論は認めない。審判員規約に記載

## 第８章　　そ　の　他

第２７条　東大阪軟式野球協会登録チーム及び構成員は、本規約並びに細則に違反することは出来ない。
第２８条　東大阪軟式野球協会登録チーム及び構成員は、営利的、宣伝的並びに政治的等の効果を求めるような目的で開かれる大会に出場することは出来ない。

第２９条　前条に違反した東大阪軟式野球協会登録チーム又は構成員は情状により除名並びに出場停止その他の処分を受ける。
第３０条　東大阪軟式野球協会の表彰並びにその他の事項については、理事会又は常任理事会において適宜行うことが出来る。

付則
１　この規約は、平成２７年４月１日より実施する。
２　この規約の改廃は、理事会の議を経て改廃できる。